

◎新潟県告示第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 燕弥彦都市計画道路（燕市決定）
名称 3・5・33号 分水中央通り線
3・5・35号 分水学校町笈ヶ島線
3・6・36号 分水南部線
3・6・37号 分水駅東通り線
3・4・38号 分水北部線
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課